

## 旭川市洪水ハザードマップの改定について

### 1 これまでの取組

平成17年の水防法の改正に伴い、洪水ハザードマップの作成が義務化されたことから、本市においては、平成18年8月に洪水ハザードマップの新規作成を行い、その後、2回改定を行っている。

#### ※ 洪水ハザードマップの作成経過

作成時期	主な改定理由
平成18年8月	水防法改正により、洪水ハザードマップ作成義務化（新規作成）
平成22年3月	北海道が管理する4河川の洪水浸水想定区域が指定。
平成31年3月	水防法の改正により、洪水浸水想定区域が「想定し得る最大規模の洪水に係る区域」に拡充。 北海道が管理する3河川の洪水浸水想定区域が指定。

### 2 今回の改定内容

令和3年7月の水防法改正に伴い所要の改定を行う。

#### ○ 洪水ハザードマップ作成の対象河川の拡大（北海道が管理する38の中小河川）

※ 伊野川、西里川、拓北川、神居川、ヨンカシュベツ川、ウツベツ川、オホーツナイ川、南校川、五号川、雨紛川、西八号川、十五号川、千代ヶ岡川、アイヌ川、栄川、近文オホーツナイ川、基北川、ポンウシベツ川、小股川、永山二号川、永山3号川、難破田川、愛宕新川、難破田川分水路、ポンウシベツ川分水路、ペーパン川、神水川、内大部川、オロエン川、秋葉の沢川、ハイシュベツ川、キムクシュハイシュベツ川、辺別川、東光川、小股川分水路、ペーパン川第三支川、近文内川、桜川

#### ○ 内水ハザードマップ作成の義務化

### 3 今後の予定

○ 新たな浸水想定区域や内水ハザードマップに併せて、災害時に役立つ知識等の啓発資料を含めた浸水ハザードマップ（旭川市防災これ一冊 まとまっぷ（仮称））を作成し、令和8年3月頃に全戸配布を予定。

○ 市ホームページにおいて、PDFファイル形式で掲載するほか、外出先でもスマートフォン等でハザードマップや指定避難所を確認できるよう、公開型GIS※により、令和8年3月頃にウェブ上で公開する予定。

※公開型GIS・・・

地理情報システム（GIS）のデータをインターネットを通じて一般公開し、市民が地図情報を閲覧・活用できるようにしたシステム

